

国庫補助負担金の廃止・縮減について

国庫補助負担事業について、地方分権改革推進会議の意見も踏まえつつ、政策的意義の高い事業等への絞り込みの観点から見直し、以下のような国庫補助負担金の廃止・縮減を行う。

【平成15年度予算における具体的措置】

道 路

市町村道への補助は原則廃止することとし、ネットワーク関連や市町村合併など特別な観点で行うものに限定。

市町村道に対する採択基準を都道府県道並に引上げ（5,000万円又は1億円以上 5億円以上）。

交通安全事業については、事業規模の採択要件の上限を廃止するとともに、下限を新たに設定（下限額5,000万円）。

治 水

準用河川改修事業に係る採択基準の下限額の引上げ（3億円以上4億円以上）。

河川、砂防、地すべり対策事業の修繕費補助及び海岸事業の補修統合補助事業に係る採択基準の下限額の引上げ（河川、砂防、地すべり：3,900万円以上 5,000万円以上 / 海岸：3,500万円以上 4,000万円以上）。

海岸事業について、高潮対策・侵食対策・公有地造成護岸等整備統合補助事業の市町村事業に係る採択基準の下限額を引き上げるとともに海域浄化対策事業について下限額を設定（高潮対策・侵食対策・公有地造成護岸等整備統合補助事業：5,000万円以上 6,000万円以上 / 海域浄化対策事業：下限額8,000万円）。

ダム事業については、新規箇所を厳選。

都市公園

現在継続実施中の事業を除き、以下の措置を講ずる。

一定の整備水準（1人当たり都市公園面積が市町村の区域で10㎡かつ市街地で5㎡）を超えている市町村の都市公園事業について、補助を廃止・縮減し、大規模公園、防災公園、緑化重点地区総合整備事業等に重点化。

防災公園について、緊急の防災対策が特に必要な大都市等を除き、採択基準の引上げを行い、防災対策の重点化を図る（1ha以上 2ha以上）。

公営住宅

公営住宅については、民間活力を一層進めるとともに、既存ストックを有効活用した効率的な事業執行を図る観点から、以下の措置を講じる。

建設等の戸数を縮減し、改善事業への集中化・重点化を図る（平成14年度公営住宅戸数47,000戸（うち改善14,000戸） 平成15年度公営住宅戸数47,000戸（うち改善19,000戸））。

地方公共団体が自主的に定めた「ストック総合活用計画」に位置付けられた計画的な改善事業のみを補助対象とするとともに、特に小規模な改善事業（補助対象額が原則100万円未満の改善事業）に対する国の補助を廃止する。

建設等と改善事業に係る補助金を統合補助金化する。

下水道

地方自治法における特別区及び指定都市について、汚水に関する下水道管きよの維持更新（管きよの排除能力や水質改善能力の増強を伴わないもの）のうち新規事業分については、原則として、国庫補助負担事業を廃止。

空港

地方公共団体が管理する空港におけるILSの高カテゴリー化に必要な施設用地及び照明施設の整備について、地方公共団体が自主的に実施する場合の費用負担の見直しを行う。（三種空港：5/10以内 4/10以内）

港湾

港湾施設改良費統合補助について、市町村管理港湾に係る補助採択基準を引上げ（2,000万円 4,000万円）

地方港湾については投資の更なる重点化を図り、実施港湾を削減。